

○郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月24日

郡山市条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げるもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げるもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務はその職種ごとに、その職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第8条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

第8条 給与条例第16条第1項及び第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第9条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「職員には、正規の勤務日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員には、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務日」と、同条第2項中「において、正規の勤務時間」とあるのは「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第10条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員（業務の特殊性を考慮し、規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第22条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第16条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第17条第2項及び前条の規定により準用する給与条例第18条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数計算)

第12条 第8条の規定により準用する給与条例第16条、第9条の規定により準用する給与条例第17条及び第10条の規定により準用する給与条例第18条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額並びに第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（規則で定めるものを除く。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事するフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び支給額は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項については、郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年郡山市条例第5号）の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第15条 第8条の規定により準用する給与条例第16条、第9条の規定により準用する給与条例第17条及び第10条の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第26条第3項において「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による承認を受け

て勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年郡山市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「給料」とあるのは「報酬」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務に係る報酬」と、同条第2項中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務に係る報酬」と、同条第3項中「特殊勤務手当の」とあるのは「特殊勤務に係る報酬の」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた当該パートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

5 規則で定める超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務に係る報酬として支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法による休日を除く。）（代休日を指定

されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員(業務の特殊性を考慮し、規則で定めるものを除く。)には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第22条 第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第26条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員とし

て任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第24条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に第18条に規定する報酬（月額で支給されるものに限る。次号において同じ。）の額を加算した額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額
 - (2) 日額又は時間額による報酬 第17条第4項に規定する基準月額に第18条に規定する報酬の額を加算して得た額を162.75で除して得た額
- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。
- 3 育児休業法第19条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、前2項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては同項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第27条 給与条例第31条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法については、郡山市職員等の旅費に関する条例(昭和40年郡山市条例第31号)の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(休職者の給与)

第30条 休職にされた会計年度任用職員には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めるものとする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第32条 会計年度任用職員のうち、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、法第57条に規定する単純な労務に雇用されるもの(以下「会計年度技能労務職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 手当の種類は、会計年度技能労務職員のうち、フルタイム会計年度任用職員にあつては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当とする。
- 3 会計年度技能労務職員の給与の基準は第2条から第30条までの規定の適用を受ける会計年度任用職員に準じるものとし、給与の額はこの条例の規定による額を基準とし、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日又は前々日（以下「任期末日」という。）において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年郡山市条例第40号）第3条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する条例第29条の規定により月額による給与の支給を受けていた非常勤職員で、施行日又はその翌日（以下「任用日」という。）から引き続き会計年度任用職員（以下「任期継続職員」という。）として任用されるもの（任期末日において従事していた職種と任用日において従事している職種が同一であるものに限る。）のうち、任用日において当該任期継続職員の受ける給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬。以下同じ。）の月額が、任期末日において当該任期継続職員が受けていた給料の月額に達しないこととなるものには、令和7年3月31日までの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、差額の端数計算等における必要な事項は、規則で定める。
- 3 前項の規定による給料の支給を受ける任期継続職員についてのこの条例の規定による給料の減額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当の支給額を計算する場合における給料の月額は、同項の規定による給料の額を加えた額とする。
- 4 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、任期継続職員の在職期間にあつては、任期末日の属する年度において任用されていた期間を、この条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とみなして算定する。
- 5 任期継続職員であつて、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	149,300	199,900
2	150,400	201,700
3	151,600	203,500
4	152,700	205,200
5	153,900	206,800
6	155,100	208,600
7	156,200	210,200
8	157,300	211,900
9	158,400	213,500
10	159,700	215,300
11	161,000	217,000
12	162,400	218,800
13	163,800	220,300
14	165,300	222,200
15	166,700	223,900
16	168,300	225,600
17	169,700	227,400
18	171,200	229,100
19	172,700	230,800

20	174,200	232,400
21	175,700	233,900
22	178,300	235,500
23	180,900	237,100
24	183,600	238,600
25	186,500	240,100
26	188,100	241,700
27	189,900	243,100
28	191,600	244,300
29	193,100	245,500
30	194,800	246,600
31	196,600	247,800
32	198,100	249,000
33	199,800	250,300
34	201,300	251,600
35	202,700	252,800
36	204,000	253,900
37	205,300	254,800
38	206,700	256,300
39	207,800	257,700
40	209,000	259,100
41	210,500	260,400
42	211,700	261,800
43	213,000	263,200

44	214,300	264,500
45	215,400	265,500
46	216,700	266,900
47	218,000	268,300
48	219,300	269,500
49	220,500	270,600
50	221,600	271,800
51	222,600	273,000
52	223,800	274,300
53	224,900	275,400
54	225,900	276,600
55	226,700	277,900
56	227,600	279,200
57	228,400	280,300
58	229,300	281,400
59	230,100	282,500
60	230,900	283,500
61	231,500	284,500
62	232,400	285,500
63	233,300	286,500
64	234,200	287,500
65	235,000	288,300
66	235,900	289,200
67	236,700	290,100

68	237,500	291,000
69	238,100	291,700
70	238,900	292,400
71	239,600	293,200
72	240,200	294,100
73	240,900	295,000
74	241,600	295,500
75	242,300	295,900
76	242,900	296,300
77	243,400	296,500
78	244,100	296,900
79	244,900	297,300
80	245,500	297,600
81	246,100	297,800
82	246,800	298,100
83	247,500	298,400
84	248,200	298,700
85	248,800	299,000
86	249,500	299,300
87	250,200	299,600
88	250,900	300,000
89	251,600	300,300
90	252,100	300,600
91	252,500	301,000

92		253,000	301,300
93		253,300	301,500
94			301,800
95			302,200
96			302,600
97			302,800
98			303,100
99			303,400
100			303,800
101			304,000
102			304,400
103			304,800
104			305,100
105			305,300
106			305,600
107			306,000
108			306,300
109			306,500
110			306,900
111			307,300
112			307,600
113			307,700
114			308,100
115			308,300

116		308,700
117		308,900
118		309,100
119		309,400
120		309,600
121		309,900
122		310,200
123		310,500
124		310,800
125		311,100

備考 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に10,000円を超えない範囲内において規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	知識又は経験を必要とする職務若しくは定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務

別表第3（第14条、第18条関係）

種類	支給範囲	支給額
市税等庁外徴収業務従事職員の手当	庁外において市税等の徴収事務に従事した会計年度任用職員	勤務1日につき250円
手話通訳業務従事職員の手当	手話通訳の業務に従事した会計年度任用職員	勤務1月につき10,000円（日額又は時間で報酬を定める会計年度任用職員にあっては、勤務1日につき480円）
休日・夜間の急病対応業務従事	休日・夜間における急病対応業務 夜間（午後10時から翌日の午前	勤務1月につき12,500円（日額又は時間で報酬を定める

職員の手当	務に従事した会計年度任用職員	5時まで)の業務に従事した会計年度任用職員	会計年度任用職員にあつては、勤務1日につき600円)
		その他の会計年度任用職員	勤務1月につき10,500円(日額又は時間で報酬を定める会計年度任用職員にあつては、勤務1日につき500円)
看護等業務従事職員の手当	看護又は診察の補助業務に従事した会計年度任用職員		勤務1月につき4,000円(日額又は時間で報酬を定める会計年度任用職員にあつては、勤務1日につき190円)
感染症予防作業等従事職員の 手当	感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した会計年度任用職員		勤務1日につき300円
不快業務従事職員の手当	埋立処分の業務及びごみ搬出指導等の業務に従事した会計年度任用職員		勤務1月につき4,000円(日額又は時間で報酬を定める会計年度任用職員にあつては、勤務1日につき190円)
	犬、猫等の死体処理作業に従事した会計年度任用職員		1件につき250円